

著作物性：著作権法による保護の対象となる著作物は、「**思想又は感情を創作的に表現したもの**」であることが必要である(法2条1項1号)。

「思想又は感情を表現した」とは、単なる事実をそのまま記述したようなものはこれに当たらないが、事実を基礎とした場合であっても、筆者の事実に対する**何らかの評価、意見等を表現している**ものであれば足りるというべきである。また、「**創作的に表現したもの**」というためには、筆者の**何らかの個性が発揮**されていれば足りるのであって、厳密な意味で、独創性が発揮されたものであることまでは必要ない。

言語からなる作品において、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、**表現が平凡かつありふれたもの**である場合には、筆者の個性が現れていないものとして、創作的な表現であると解することはできない。

原告転職情報の**著作物性**について判断

原告が掲載した転職情報は、シャンテリーの転職情報広告を作成するに当たり、同社の特徴として、受注業務の内容、エンジニアが設立したという由来などを、募集要項として、職種、仕事内容、仕事のやり甲斐、仕事の厳しさ、必要な資格、雇用形態などを、それぞれ摘示し、また、具体的な例をあげたり、文体を変えたり、「あくまでエンジニア第一主義」、「入社2年目のエンジニアより」などの特徴的な表題を示したりして、**読者の興味を惹くような表現上の工夫**が凝らされていることが認められる。

確かに、単に事実を説明、紹介するだけであり、文章も比較的短く、他の表現上の選択の幅は、比較的少ないといえることができる。

しかし、転職情報の各部分はいずれも**読者の興味を惹くような疑問文を用いたり、文章末尾に余韻を残して文章を終了するなど表現方法にも創意工夫**が凝らされているといえるので、著者の個性が発揮されたものとして、著作物性を肯定すべきである。

著作者とは「著作物を創作する者」をいい(法2条1項2号), 現実に著作物の**創作活動に携わった者**が著作者となるのであって, 作成に当たり単にアイデアや素材を提供した者, 補助的な役割を果たしたにすぎない者など, その関与の程度, 態様からして当該著作物につき自己の思想又は感情を創作的に表現したと評価できない者は著作者に当たらない。

文書として表現された言語の著作物の場合は, 実際に文書の作成に携わり, 文書としての表現を創作した者がその著作者であるというべきである。

原告転職情報は, 原告の従業員が, シャンテリーの代表者に対してした取材結果に基づいて, 同社の特徴を際だたせ, 転職希望者が集まるように, キャッチコピーや文面を創作したものである。

したがって, 原告転職情報の著作者は, シャンテリーでなく原告である。